

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊 8)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

	—目	次—	ページ
	規	則	
○福岡市公印規則の一部改正 (第30号)			1
○福岡市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正 (第31号)			1
○福岡市学校給食費条例施行規則の一部改正 (第32号)			3

規 則

福岡市公印規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第30号

福岡市公印規則の一部を改正する規則

福岡市公印規則 (昭和31年福岡市規則第49号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 一般公印の表建築主事印の項を次のように改める。

削除	16	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----

別表第 1 2 専用公印の表人事事務専用市長印の項中「所管の各種証明、認定通知書及び源泉徴収票」を「、服務課及び労務課所掌に係る人事事務」に改め、同表競艇専用市長印の項を次のように改める。

削除	22	削除	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第 1 2 専用公印の表動植物園専用市長印の項中「動物園長」を「動植物園課長」に、「動物園及び」を「動植物園課、動物園及び」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第31号

福岡市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

福岡市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年福岡市規則第142号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第39条・第40条）」を

「第4章 乳児等のための支援給付等（第39条—第42条）

第5章 雑則（第43条・第44条）」に改める。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第5条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第22条中「第44条第1項」を「第44条」に改める。

第40条を第44条とし、第39条を第43条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 乳児等のための支援給付等

（認定の申請）

第39条 法第30条の15第1項の規定による認定の申請は、市長に対し、乳児等支援給付認定申請書を提出して行わなければならない。

（認定変更の届出）

第40条 法第30条の17第1項の規定による届出又は府令第28条の26第1項の規定による届出は、市長に対し、乳児等支援給付認定変更届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、府令第28条の26第2項の書類のほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（認定取消しの通知）

第41条 市長は、法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定取消通知書により乳児等支援給付認定保護者に通知する。

（準用）

第42条 第21条から第25条まで（同条第5号を除く。）の規定は、特定乳児等通園支援事業者について準用する。この場合において、第21条中「第31条第1項又は第43条第1項」とあるのは「第54条の2第2項」と、「／特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者／確認申請書」とあるのは「特定乳児等通園支援事業者確認申請書」と、第22条中「第32条第1項又は第44条」とあるのは「第54条の3において準用する法第44条」と、「／特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者／確認事項変更申請書」とあるのは「特定乳児等通園支援事業者確認事項変更申請書」と、第23条中「第35条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項」とあるのは「第54条の3において準用す

る法第47条第1項又は第2項」と、「／特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者／確認事項変更届出書」とあるのは「特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書」と、第24条中「第36条又は第48条」とあるのは「第54条の3において準用する法第48条」と、「／特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者／確認辞退届」とあるのは「特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書」と、第25条中「第41条又は第53条」とあるのは「第54条の3において準用する法第53条」と、同条第1号中「特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者」とあるのは「特定乳児等通園支援事業者」と、同条第2号中「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業」とあるのは「特定乳児等通園支援事業」と、同条第3号及び第4号中「第27条第1項若しくは第29条第1項」とあるのは「第54条の2第1項」と読み替えるものとする。

附則第10項及び附則第11項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号、第5条第1項及び第2項、第22条、附則第10項並びに附則第11項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第32号

福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市学校給食費条例施行規則（平成21年福岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5条中「4,200円」を「6,300円」に、「5,000円」を「7,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則による改正後の福岡市学校給食費条例施行規則第5条の規定は、令和8年4月分の給食費から適用し、同年3月分までの給食費については、なお従前の例による。

